

膳職について

——天武殯宮における奉誅の記事をめぐつて——

酒井照美

はじめに

膳職は、一般に令制の大膳職及び内膳司の前身官司と考えられているが、この膳職が史料上に初めて見えるのは、『日本書紀』朱鳥元年（六八六）九月甲子条の天武天皇殯宮に、誅を奉つたという記事においてである。また、ここで膳職の事を誅した紀朝臣真人が、「奉膳」として眞を奉つたことが、持統元年（六八七）正月の記事⁽¹⁾に見える。このことから、従来、膳職の長官は「奉膳」と称されていたと考えられてきた⁽²⁾。そしてこの見解は、今日ほぼ定まりつつあると思われる。

しかし、この点については、従来細かい検討がなされぬまま受け入れられているように見受けられ、なお検討の余地が残されていると思われる。したがつて、小論では、天武天皇殯宮における誅儀礼に関する記事を再検討し、膳職の性格、「奉膳」の意味について考察してみたい。

一、天武天皇殯宮における奉誅記事の検討

天武天皇殯宮で行われた奉誅の行事は、朱鳥元年（六八六）九月二十七日から持統二年（六八八）十一月十一日まで、延べ二十八回行われているのであるが、今、問題とする記事のみを挙げることとする。

（a）『日本書紀』朱鳥元年（六八六）九月甲子・乙丑・丙寅条

甲子平旦、諸僧尼發哭於殯庭乃退之。是日、鑒進奠即誅之。第一大海宿禰菖蒲、誅壬生事。次淨大肆伊勢主、誅諸王事。次直大參縣犬養宿禰大伴、總誅宮内事。次淨廣肆河内王、誅左右大舍人事。次直大參當麻真人國見、誅左右兵衛事。次直大肆采女朝臣竺羅、誅内命婦事。次直廣肆紀朝臣真人、誅膳職事。乙丑、諸僧尼亦哭於殯庭。是日、直大參布勢朝臣御主人、誅太政官事。次直廣參石上朝臣麻呂、誅法官事。次直大肆大三輪朝臣高市麻呂、誅理官事。次直廣參大伴宿禰安麻呂、誅大藏事。次直大肆藤原朝臣大嶋、誅兵政官事。丙寅、僧尼亦發哀。是日、直廣肆阿倍久努朝臣麻呂、誅刑官事。次直廣肆紀朝臣弘張、誅民官事。次直廣肆穗積朝臣蟲麻呂、誅諸國司事。次大隅・阿多隼人、及倭・河内馬銅部造、各誅之。

（b）『日本書紀』持統元年（六八七）正月丙寅朔条

元年春正月丙寅朔、皇太子率公卿百寮人等、適殯宮而勵哭焉。納言布勢朝臣御主人誅之。禮也。誅畢衆庶發哀。次梵衆發哀。於是、奉膳紀朝臣眞人等奉奠。々畢、膳部采女等發哀。樂官奏樂。

（傍線は筆者）

（c）『日本書紀』持統二年（六八八）十一月乙丑条

乙丑、布勢朝臣御主人・大伴宿禰御行、遞進而誅。直廣肆當摩眞人智德、奉誅皇祖等之膳極次第。禮也。古云「日嗣」也。畢竟于大内陵。

（傍線は筆者）

(a) の記事について、青木和夫氏は、太政官の事を誅したのが、(b) の持統元年正月一日に「納言」と見える布勢朝臣御主人であり、膳職の事を誅したのが、同じく (b) に「奉膳」と書かれた紀朝臣真人であることから、誅した各人は、それぞれの官司の長官か長官相当者であろうとされている⁽³⁾。また、各人の冠位がほぼ等しいということから、これらの官司がそれぞれ独立の、同格のものであろうと述べられている⁽⁴⁾。その様に考えられるとすれば、天武朝における膳職は、独立した一つの官司であり、その長官は「奉膳」と称されていたということになる。また、奉膳は令制内膳司の長官名と同じであり、膳職の長官が奉膳と称されていたということとは、当時膳職は未分化の状態ではあったが、どちらかと言えば内膳司的な性格が強かつたのではないかとの考えが導き出されるであろう⁽⁵⁾。

しかし、この説に対しても、疑問に感じるところが何点か見受けられる。それは、「納言」・「奉膳」の称呼を即太政官の長官・膳職の長官と判断してよいのかという点、奉誅者全員が各官司の長官であるといえるのかという点である。以下、このことについて検討を加えて行きたいと思う。

まず、「納言」の布勢朝臣御主人について考えることとしたい。天武朝の太政官については、早川庄八氏が納言という单一の官職のみによって構成されていたことを明らかにされており⁽⁶⁾、このことから、複数の納言の存在が予測され、納言と記されているからといって布勢御主人が必ずしも長官であるとはいえないと思われる。また、天武九年（六八〇）七月に「納言兼宮内卿五位舍人王」と見えることは⁽⁷⁾、諸王も納言として太政官の一員を担っていたことを窺わせる。このことからも、当時布勢御主人が必ずしも納言の筆頭であったとは言えない可能性があるのではなかろうか⁽⁸⁾。しかし、布勢御主人は、(a) の朱鳥元年九月と (b) の持統元年正月、(c) の同二年十一月の合計三回、天武殯宮において、誅を奉つており、一人で三度も誅している人物は他にはなく、納言の中でも特に御主人が選ばれたのはどういう理由からであろうか。そこで、このことについて考えてみたい。

御主人は、『公卿補任』持統天皇御世条の尻付に「布勢磨古臣之男」と見え、布勢磨古臣を父にもつていた。この布

勢磨吉臣は、『日本書紀』推古天皇三十一年（六二四）十月癸卯朔条に見える阿倍臣摩侶、舒明天皇即位前紀に見える阿倍麻呂臣と同一人物であろうとされており^⑨、更に閔晃氏は、大化の左大臣阿倍内麻呂も同一人物であろうとされている^⑩。

阿倍氏については、大塚徳郎氏と志田諱一氏の研究が代表的なものとして挙げられるが、両氏は共に阿倍氏が天皇の近侍官の性格をもつとされている^⑪。また、直木孝次郎氏は、左大臣阿倍内麻呂は、阿倍ノ内ノ臣麻呂と称されることもあり、同時期に右大臣に任命された蘇我ノ倉ノ臣石川麻呂が、朝廷の倉、つまり財政に関係したことに対応する、天皇の家政的な機関に関係したであろうと推定されている^⑫。

阿倍内麻呂は、『公卿補任』孝德天皇御世条の尻付に「号ニ大鳥大臣」。大鳥大臣子云々」と見えるように、阿倍内臣鳥と関係があることが知られ^⑬、この人物は、推古二十年（六一二）二月の、欽明天皇の夫人堅塙姫を桧隈大陵に改葬したという記事^⑭から、第一番目に天皇の命を誅していることが知られ、このことも阿倍氏のもつ近侍官的性格を物語っているといえるであろう。

このように御主人の父が、阿倍内麻呂であったであろうこと、阿倍氏が天皇近侍官の性格をもつ氏族であったと考えられること、天武朝に阿倍氏の中で活躍したと思われる人物が他に見当たらないことから、御主人は当時、阿倍氏の代表的人物であり、阿倍氏の近侍官としての性格を受け継ぐ人物であったと思われる。したがって、三度にわたつて誅したということも、太政官の筆頭納言としてというよりは、むしろ阿倍氏のもつ氏族性が考慮されたためではなかろうか。

以上のことから、「納言」が、太政官の長官を判断するための根拠とはなり得ないということが確認できたと思われる。

それでは次に、各奉誅者の全員がそれぞれの官司の長官といえるのかという点について考えることとする。（a）に

挙げた記事を、奉誅者、誅の内容、冠位についてまとめたものが表Ⅰである。

表Ⅰの1に見える「壬生」については、天武天皇の養育係であった大海（人）氏が、天皇の幼時のことと誅したものと考えられることと、大海宿禰菖蒲に冠位が付されていないことから、「壬生」を官司として問題にする必要はないであろう。

（表Ⅰ）天武殯宮における奉誅者（『日本書紀』による）

| 年月日 | 奉 誅 者 | 内 容 | 冠 位 | ※令制相当官司 |
|-------------|--|---|--|--|
| 朱鳥元・九 廿七 | 大海宿禰菖蒲 伊勢王 | 壬生 | 正親司？ | |
| 同・九・廿八 | 県犬養宿禰大伴 河内王 当麻真人国見 采女朝臣竺羅 紀朝臣真人 | 諸王 宮内 左右大舎人 左右兵衛 内命婦 膳職 | 淨大肆 直大參 淨広肆 直大參 直大肆 直広肆 | 宮内省 左右大舎人寮 左右兵衛府 縫殿寮 大膳職・内膳司 |
| 同・九・廿九 | 布勢朝臣御主人 石上朝臣麻呂 大三輪朝臣高市麻呂 大伴宿禰安麻呂 藤原朝臣大嶋 阿倍久努朝臣麻呂 紀朝臣弓張（張弓） | 太政官 法官 理官 兵政官 大藏 直大肆 直広參 直大肆 民官 | 太政官 式部省 治部省 大藏省 兵部省 | |
| 14 13 | 12 11 10 9 8 | 7 6 5 4 3 2 1 | | |

※令制相当官司は、「養老職員令」にみえる職掌と奉誅を行った各官司を照合し、右のように比定した。

膳職について

次に、2についてであるが、青木氏は、「諸王」を令制の宮内省正親司に比定している。しかし、私は、諸王の事を誅したというのは、令制の正親司のような官司を代表して誅したのではなく、諸王達の政治姿勢について、伊勢王が代表して誅したと解した方がよいのではないかと思う。したがって、この場合も1と同様に今回の考察から省くこととする。

3の「宮内」の事を誅した県犬養宿禰大伴についてであるが、『日本書紀』天武九年（六八〇）七月戊戌条に、宮内卿として舎人王の名が見

える。この宮内卿という語については、後の修飾である可能性を考えなければならないが、修飾であつたとしても、舍人王が宮内官の長官であつたことが原史料に表されていた可能性は高いのではないかと思われる。したがつて、天武九年の時点において、宮内官の長官に舍人王という皇族が任せられていたとするなら、朱鳥元年当時に県犬養宿禰大伴が長官ではなかつた可能性があるのではないかろうか。

次に12の兵政官であるが、これについては、天武四年（六七五）三月十六日条に「諸王四位栗隈王為^ニ兵政官長」。小錦上大伴連御行為^ニ大輔^一」とあり¹⁰、長官が諸王であったこと、次官の御行が後の直大肆に相当する小錦上の位であつたことが知られる。このことから、朱鳥元年当時においても諸王が長官についていた可能性は考えられるところであり、また、藤原朝臣大嶋の冠位が直大肆であることから類推して、大嶋が必ずしも長官であつたとはいえないであろう。

次に13についてであるが、ここに見える刑官を考えるに当たり、持統三年（六八九）二月二十六日の記事¹¹に注目したい。それは、判事として淨広肆竹田王、直広肆土師根麻呂等九名を任じたものである。判事は淨御原令制において刑官の品官であつたことが、一般に認められてゐるところであるが、天武朝において、刑官の下に判事が存在したかどうかについては、確認できる史料がない。しかし、持統三年に任命された判事に淨広肆竹田王が見えるということは、朱鳥元年の刑官の長官が、それより低い位の直広肆阿倍久努朝臣麻呂であつたとは認め難く、諸王か若しくは淨広肆以上の冠位をもつた者こそふさわしいようと思われる。

最後に9であるが、この石上朝臣麻呂は、持統三年九月十日に「遣^ニ直広參石上朝臣麻呂、直広肆石川朝臣虫名等於筑紫、給^ニ送位記。且監^ニ新城^一。」と見える¹²。大宝令制では位記を交付するのは式部省であるので、淨御原令制においてもそれは式部省の前身官司である法官であつたであろう。したがつて、持統三年九月の時点では石上麻呂は法官の官人であつたことが窺え、これは朱鳥元年当時から繼續していたものと思われる。

しかし、彼が法官の長官であったかということについては、倉本一宏氏が次の様に述べておられる⁽¹³⁾。すなわち、淨御原令による新官制と新考選制がスタートし、全官人への位記の発給を一年余り後に控えた持統三年九月という時期に、法官の長官と次官が地方官人の位記を届けに筑紫まで赴く余裕があったとは思えない。また、二人の冠位差が六官の長官と次官のものとしては、小さすぎ、大宝令制における式部大輔と小輔の冠位差に合致することから、むしろ次官一人の冠位と考えたほうが妥当である、と。」のように考えられるとするならば、朱鳥元年当時においても、石上麻呂は必ずしも法官の長官であったとはいえないのではないだろうか。

このように、宮内官、法官、兵政官、刑官とそれらに太政官の布勢御主人の場合を含めたわずか五例ではあるが、奉誅者がそれぞれの官司の長官ではなかつた可能性があることを指摘した。これらのことから、他の人物についても同様の可能性がないとはいえないと思われ、全ての人物が必ずしも長官であったとは限らないのではないか⁽¹⁴⁾。しかし、彼らが諸官司のことを誅したという事実からは、少なくともその官司を代表すべき存在であったということはいえると思われるるのである。

以上、「納言」が即太政官の長官とは言えないということ、奉誅者が必ずしも長官とは限らないことについて述べてきた。このことは、「奉膳」という語が即膳職の長官を表すとは考えられないこと、膳職の事について誅した紀朝臣人が必ずしも長官とは限らないことを物語るものと思われる。そこで次節では、「奉膳」について検討してみたい。

二、「奉膳」について

「奉膳」について考えるために、第一節で挙げた（a）（b）の史料に再び目を向けることとする。紀真人は、（a）にあるように朱鳥元年（六八六）九月二十七日に膳職の事を誅し、（b）の翌持統元年（六八七）正月一日に、奉膳と

して奠を奉つてゐる事が見える。私は、この二つの行為は、性格の異なる二度の行為ではなかつたかと考える。

当時の膳職は、確証はないものの、内膳的性格、大膳的性格の両方を含むものであつたと思われ、朱鳥元年九月二十七日は膳職全体の事を誅したと考えられる。そして、翌持統元年正月一日の行為は、奠を天武天皇に奉るという内膳的性格の強いものであつたといえるであろう。つまり、当時の膳職においては、内膳的な職務、大膳的な職務といつたような職務上の区別が意識されていたのではないか、そして、にもかかわらず、官司機構としてはまだ、はつきりと系統は分かれるまでには至つていなかつたのではないかだろうか。ここでいう内膳的職務というのは、まさに御膳を調理し、天皇に奉るという職務のことを意味し、持統元年正月一日の奠を奉るという行為は、この内膳的職務に相当すると考えてよいであろう。したがつて、膳職の官人である紀真人が持統元年正月一日に、奉膳として奠を奉つているというのは、膳職の官人が内膳的職務を担当する場合に「奉膳」という官名を称したことを見出すものと思われるるのである。

倉本氏²⁰は、朱鳥元年当時の膳職は、すでに大膳的部局と内膳的部局に分化していたものと考えておられ、紀真人は膳職の長官であったのではなく、内膳的部局の長官であったのではないかと述べられている。そして、「奉膳」については、書紀編纂時の修飾によるものとされている。しかしながら、天武朝において官制の整備が急速に進められていつたとはいえ、膳職がすでに二つの部局に分化しており、それぞれが長官なる人物を有していたとは考えがたい。また、真人が、膳職全体を代表して誅しているということから、一部局の官人ではなく、膳職の官人であつたと考えるべきではなかろうか。更に、「奉膳」が修飾であるという点についても、天武天皇の殯宮に関する一連の記事の中で、他に修飾を受けたと予測される部分が見受けられないこと、とくに同日条の「納言」が当時の官名を表していると思われることから、「奉膳」の語だけが修飾を受けたとは考えがたいのである。私は、「奉膳」の語は「膳を奉る」という意味の、令制以前から使用されていた官号と考えて差し支えないと思う²¹。

以上、朱鳥元年から持統朝初期における膳職について検討を加えてきたが、「奉膳」とは、膳職の長官名ではなく、膳職の中の特に天皇に膳を奉るという内膳的職務を担当する場合に、その担当者に使用される官号であったのではないかと思われる。

それならば、淨御原令制下において、膳職はどのような状態にあったのであろうか。この点で、藤原宮趾から「膳職白主菓餅申解解」と表記された木簡が出土していることに注意される²⁶⁾。この木簡は、上部は折れているが、余白状態から推測して「膳職」の上に「大」などの字はなかったらしいということから、淨御原令制下においては、未だ大宝令制以降の大膳職と内膳司のように分立はしていなかつたことが窺える。しかし、後の大膳職の品官である「主菓餅」が見えることから、膳職の中に、果物のこと、餅を造ること等を担当する部局があったことが知られ、恐らくこの時期には、内膳的職務に当たる部局、大膳的職務に当たる部局という区別もなされるに至つたのではないか、そしてその後、大宝令制に至って膳職は大膳職と内膳司に分化することとなつたと思われるのである。

三、宮内官と膳職

大宝令制では、大膳職と内膳司は宮内省被管となつてゐるが、それらの前進官司である膳職と宮内官の関係はどうであつたのだろうか。今節では、そのことについて検討してみたい。

ここで、再び第一節で挙げた（a）の史料を探り上げてみよう。青木氏²⁷⁾は、誅した官人の冠位が相似していることから、これららの官司は独立の同格のものであろうとされている。氏はまた、「總誅〔宮内事〕」と見えるように、宮内の上に「總」という語が付けられていることについて、「中務・宮内の二者はまだ草昧の渾沌の中にあり、後に両者の被管となつた諸官司は独立の存在だつたろう」とされ、「後の宮内省のようにまとまつた官司でなかろう」というのは膳職

の如きが独立していることのみならず、他の諸官の場合と違つて『総べて宮内の事』と『総』の字がわざわざ加えられているからである」と述べておられる。

これに対しても川副武胤氏⁶⁴は、「天武殯宮における一連の記事を通觀して、文脈からいえばこの『総』の語は、宮内官の条だけでなく『誅太政官事』の上にもあるべきところで、太政官の条は繰り返しになるので文章の煩雜を避け省略に従つたまでのことであると思う」と述べられ、九月二十七日の誅は、宮内官とその管下の諸官司のグループによるもの、翌二十八日、二十九日の誅を太政官とその管下の諸官司のグループによるものとされている。更に、宮内官とは、公人としての天皇の身邊、側近に奉仕するという点で、天皇の統治する國土や人民を、天皇の権限の代行者として支配する役割をもつ太政官とは異なるというだけで、同じく共に公的機関として評価すべきである、とされている。つまり、二十七日のグループを天皇の私的機關、二十八日以降のグループを公的機関という分け方をされているわけではない。

これらの説に対する私は、(a)に見える奉誅の行事が二系統のグループに分けられるという点、前半は宮内官が最初に代表して誅しており、後半は太政官が最初に代表して誅していると考えられる点から、川副氏の説に従いたいと思う。また、青木氏が述べられた奉誅者の冠位が相似しているということであるが、河内王の淨広肆は例外とするとしても、上の直大參から下の直広肆までは三階の差があり、冠位が似ているとは言えず、諸官司が独立・同格のものであるという根拠にはなり得ないと思われる。

しかし、第一のグループを宮内官の管下と考えた場合に、後の中務省被管となる左右大舎人、独立した官司となる左右兵衛が属しているのは何故かという疑問が生じるかもしね。この点については、大宝・養老令制を基準に考えたために生じた問題であつて、大宝・養老令制に至るまでにはそれぞれ変遷を遂げていると思われ、公人としての天皇の身边、側近に奉仕するという性質をもつと考えられる宮内官の管下に、朱鳥元年（六八六）當時に左右大舎人

や左右兵衛があつたと考へても差し支えないと思われる。

ところで、早川氏は天武朝において、太政官と大弁官、そして宮内官が並列的に天皇に直属する形態をとるにいたつたとされ、天皇の意志は太政官を経て六官に下達される場合と、大弁官を経て在外諸司に伝達される場合があつたと述べられている²⁰。宮内官の場合については触れられていないが、恐らく宮内官からその管下の官司へ天皇の意志が伝達されたのであろう。

以上の様に考えられるとすれば、膳職は朱鳥元年当時、宮内官の管下にあつたといえるであろう。この管下にあつたということについては、それがどの程度のものであつたかは判らないが、令制に見られる程の明確な上下関係までには至つていなかつたと思われる。しかしながら、天武朝において後の宮内省の前進官司と考えられる宮内官の管下に膳職があつたということは、令制の大膳職と内膳司が共に宮内省被管であることの一因となつてゐるといえるのではないか。

結びに代えて

以上、膳職について、天武殯宮における奉誅の記事を中心に考察を加えてきた。そして天武朝から持統朝初期の膳職においては、内膳的な職務、大膳的な職務というような職務上の区別は意識されていたと思われ、「奉膳」は膳職の長官名ではなく、膳職の官人が内膳的職務を担当する場合に官名として使用されたのではないかということ、また、天武朝において膳職は宮内官の管下にあつたと思われることについて述べた。最後に、膳職が大宝令制に至つてどのように大膳職・内膳司に分化したのかについて、少し記しておきたい。

膳職は、第二節で述べたように、淨御原令制下においては、内膳・大膳・主糀餅といった部局に分かれてそれぞれ

の職務に当たつていたと思われ、各部局の担当者とそれら全体を監督・統括する官人等によって構成されていたと考えられる。そして、大宝令制の内膳司は、その内膳的職務を担当していた部局が膳職から独立して構成されたものであり、大膳職はその残つた全てを基礎として組織されたのではないかろうか。それは、大膳職に主菓餅や雑供戸が属していることからも窺えるであろう²⁶⁾。また、官位相当という点において、天皇の食膳を担当する内膳司の長官の方が

(表Ⅰ) 大膳職・内膳司組織比較表(養老職員令、官位令による。

なお、体裁は、倉本一宏氏「天武殯宮に説いた官人にについて」において作成の表によつた。)

| | 大 膳 職 | 内 膳 司 |
|------|--|---------------------------------|
| 長 官 | 大夫一人 (正五位上) | 奉膳三人 (正六位上) |
| 次 官 | 亮一人 (從五位下) | なし |
| 判 官 | 大進一人 (從六位下) 小進一人 (正七位上) | 典膳六人 (從七位下) |
| 主 典 | 大屬一人 (正八位下) 小屬一人 (從八位上) | 令史一人 (大初位上) |
| その他の | 主膳二人 (正七位下) 主菓餅二人 (正七位下) 膳部百六十人 使部三十人 直丁二人 駆使丁八十人 | 膳部四十人 使部十人 直丁一人 駆使丁二十人 |

大膳職の長官・次官よりも低く規定されている²⁷⁾といふことも両官司の成立事情によるものと思われる。すなわち、膳職の中で各部局を統括し、膳職全体の職務に当たつていた官人が、大膳大夫・亮として組織されたためにそのようなことが起こつたものと考えられるのである(表Ⅱ)。

更に、両官司の職掌においても、以上のようない成立事情が反映されている点が見られる。例えば、養老考課令最条に「監造御膳」、淨戒無^レ誤、為^ニ主膳之最^ニ謂^ニ亮及典膳以上^ニ」とある。

「監造」について、古記は「監謂^ニ亮以上^ニ、造謂^ニ典膳以上^ニ也」とし、内膳奉膳の職掌である「知^ニ御膳」については「造与^ニ知無^レ別」といつてゐる²⁸⁾。すなわち、古記は内膳奉膳も御膳の調造に当たり、大膳職の亮以上が、御膳を造る内膳司の典膳以上を監督すると

説明しているのである。おそらく、令制以前の内膳的部局は、膳職全体の職務に当たっていた官人の監督の下に職務

を行つていたと思われるのであるが、天平十年前後に成立したとされる古記が右のような説明をしていることは、大膳職と内膳司が令制以前の伝統を残している官司であることを物語つているのではないだろうか。

令制の大膳職と内膳司には、かつての膳職の名残が少なからず残っていると思われ、この二官司を研究する上で膳職は非常に重要な意味をもつといえるであろう。

いうまでもなくこれまで述べてきた見解は、史料が限られていることもあって、推測によるところが多いのであるが、古代の食膳制度を考える上での一つの試論として提示したいと思う。論じ残した点も多いが、大方の御批判を賜れば幸いである。

(1) 注

『日本書紀』持統元年正月丙寅朔条。

(2)

坂本太郎「安曇氏と内膳司」「信濃」(二七一—〇 一九七五年)のちに、「律令制度」坂本太郎著作集第七巻(吉川弘文館

一九八九年)所収」小林泰文「高橋・安曇二氏と内膳奉膳」(下出積与先生頌寿記念会編『日本古代史論輯』所収 桜楓社

一九八七年)、莉木美行「膳職」小考」「史聚」二五 一九九一年)。

(3)

青木和夫「淨御原令と古代官僚制」「古代学」(三一一 一九五四年)のちに、「日本律令国家論攷」(岩波書店 一九九二年)九六(九九頁)。以下、青木氏の見解は全てこれによる。また、井上光貞「律令体制の成立」「日本古代国家の研究」井

上光貞著作集第一巻(岩波書店 一九八五年)五〇〇(五〇一頁)及び、野村忠夫「大弁官の成立と展開」(日本歴史)二九〇(一九七二年)においても、同様の見解が出されている。これらに對して、倉本一宏氏は「天武殯宮に誅した官人について」(『史学雑誌』九三一—一九八四年)の中で、奉誅者は各官司の次官クラスか、一部局の長官 或いはそれらと同格の地位にある官人であったとされている。しかし、各官司の奉誅者全員が長官でないとされている点において、私見とは異なるものである。なお、倉本氏の見解は以下全てこの論文による。

(4)

青木氏前掲論文九八頁。

前掲注(1)各論文。

(6) (5)
早川庄八「律令太政官制の成立」『坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』』上(吉川弘文館一九七二年)、のちに『日本古代官僚制の研究』(岩波書店一九八六年)六〇~六三頁]。

(8) (7)
『日本書紀』天武九年七月戊戌条。

倉本氏は、前掲論文において、朱鳥元年当時の納言として御主人の外に、多治比真人麻呂・大伴宿禰御行・多治比真人嶋・大伴宿禰安麻呂・藤原朝臣大嶋を推定され、筆頭納言は多治比真人麻呂であり、御主人は御行と共に、それに次ぐ地位であったとされる。

佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考證篇第一(吉川弘文館一九八一年)三二〇頁]。

関晃「大化の左大臣阿倍内麻呂について」[『歴史』二二一九六年]。

大塚徳郎「阿倍氏について」(『続日本紀研究』三一一〇、一一一九五六年)、志田諱一「臣姓氏族」[『古代氏族の性格と伝承』所収(雄山閣一九七一年)一二七頁]。

直木孝次郎「大蔵省と宮内省の成立」(柴田實先生古稀記念『日本文化史論叢』所収一九七六年)。

関氏は前掲論文において、阿倍内臣鳥と阿倍内麻呂は親子であったと推定されている。

『日本書紀』推古二十年二月庚午条。

『日本書紀』天武四年三月庚申条。

『日本書紀』持統三年二月乙酉条。

『日本書紀』持統三年九月己丑条。

倉本氏前掲論文四七頁。

誄儀礼において、下位の者が上位者に代わって誄を奉るということとは、他にも見られる。例えば舒明天皇への奉誄では、臣徳太が大派皇子の代わりに、栗田臣細目が輕皇子の、大伴連馬飼が大臣の代わりにそれぞれ誄している(『日本書紀』皇極元年十二月甲午条)。また、左大臣石上朝臣麻呂の時には、少弁官上毛野朝臣広人が太政官を代表して誄している(『続日本紀』養老元年三月癸卯条)。したがって、天武天皇の場合においても、長官以外の者が代表して誄することは十分考えられるであろう。

倉本氏前掲論文四三~四五頁。

朱鳥元年九月甲子・乙丑・丙寅条に見える官司名は、概して大宝令制のそれとは異なった名称であるので、恐らく後の修飾

を受けていないと考へてよいであろう。

(22) 茄木氏は、注(2)論文において、「奉膳」の名称は、唐で殿中省尚食局の長官に「奉膳大夫」の名称が使用されていた龍朔二年（六六一）から咸亨元年（六七〇）の間に、天智朝の遣唐使によつてもたらされたのではないかとされている。『日本書紀』天智四年（六六五）是歳条に、遣唐使派遣の記事が見え、同六年（六六七）十一月乙丑条に遣唐副使であった人物が見えるので、それ以前に遣唐使は帰国していいたことが窺えることから、その可能性もあるかもしれない。

『藤原宮出土木簡櫻報』（奈良県教育委員会 一九六八年）二〇頁。

青木氏前掲論文九八頁。

川副武胤「古事記の數とその周辺」〔『古事記の研究』所収（至文堂 一九八一年）三三六～三四一頁、三四五～三四七頁〕。また、井上光貞氏も注(3)論文において、宮内官の下に左右大舎人・左右兵衛・内命婦・膳職などの官司があつたと考えておられる（四九八～四九九頁）。

早川氏前掲論文八〇～八一頁。

(27) 雜供戸は主に江人、網曳、鵜飼のことを指すのであるが、これらは、大化前代の部の系譜をひくものであり、古くから海水産物を貢として貢納していたと思われる。淨御原令制下ではおそらく膳職に直接貢納していたのである。なお、これについて
は、瀧川政次郎「雜供戸考」〔『律令諸制及び令外官の研究』法制史論叢第四冊 角川書店 一九六七年〕に詳しい。

(28) 唐では、内膳司に相当する殿中省尚食局の長官奉御は正五品下、大膳職に相当する光禄寺太官署の長官太官令は從七品下となつており〔『大唐六典』卷十一、卷十五〕、皇帝の食膳を担当する方が高位に規定されている。

『令集解』考課令最条。